

## 震災時等における危険物の 仮貯蔵・仮取扱い等の 安全対策及び手続きに係 るガイドラインについて

危険物保安室

### はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、給油取扱所等の危険物施設が被災したことや、被災地への交通手段が寸断されたこと等により、ドラム缶や地下タンクから手動ポンプ等を用いた給油・注油や、危険物施設以外の場所での一時的な危険物の貯蔵など平常とは異

なる対応が必要になり、消防法第10条第1項ただし書に基づく危険物の仮貯蔵・仮取扱いが数多く行われました。

このような状況を踏まえ、消防庁では平成24年度に「東日本大震災を踏まえた危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全確保のあり方に係る検討会」を開催して東日本大震災時に行われた仮貯蔵・仮取扱い等の実態を調査するとともに、震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全確保のあり方について検討を行ったところです。

今般、当該検討会の検討結果を踏まえ、震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドラインを策定し、地方公共団体の防災部局及び消防機関に対し通知しました。（「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについて」（平成25年10月3日消防災364号・消防危171号）

## 2 ガイドラインの内容

ガイドラインの内容については次のとおりです。

### 第1 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの安全対策

震災時等において、安全を確保した上で迅速に危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認をするに当たっては、管轄地域において震災時等に危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請が想定される者（電気関係業者、建設業者、製造業者、石油関係業者、官公庁等）に対して、震災時等の被害状況及び想定される臨時的な危険物の貯蔵・取扱い形態について検討させるとともに、当該臨時的な危険物の貯蔵・取扱い形態に応じて講ずべき安全対策を併せて検討させ、具体的に計画しておくよう求めることが必要です。

#### 1 共通対策

- |                      |                          |
|----------------------|--------------------------|
| (1)危険物の取扱場所（可燃性蒸気対策） | (7)消火設備の準備               |
| (2)保有空地の確保           | (8)取扱い場所の管理              |
| (3)標識等の設置            | (9)危険物取扱者等の立会い等          |
| (4)流出防止対策            | (10)二次災害の発生防止            |
| (5)火気使用の制限           | (11)安全対策を講じる上で必要な資機材等の準備 |
| (6)静電気対策             |                          |

#### 2 危険物の取扱い形態に着目した特有の対策

- |                          |                       |
|--------------------------|-----------------------|
| (1)ドラム缶等による燃料の貯蔵及び取扱い    | (3)移動タンク貯蔵所等からの給油、注油等 |
| (2)危険物を収納する設備等からの危険物の抜取り |                       |

### 第2 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請手続きに関する留意事項

震災時等において被災地では、交通手段や通信手段が十分に確保できないことに加え、消防機関側の人員の確保が困難となる等により、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認手続きが遅れる可能性があります。消防機関等は、震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請手続きを円滑に実施するため、次の事項について検討しておくことが重要です。

- |                             |                       |
|-----------------------------|-----------------------|
| (1)危険物の仮貯蔵・仮取扱いの実施計画（図1、図2） | (3)通信手段等の確保が困難な場合の手続き |
| (2)電話による承認                  | (4)繰り返し承認             |

### 第3 危険物施設における臨時的な危険物の貯蔵・取扱い

震災時等に危険物施設において必要となる臨時的な危険物の貯蔵・取扱いについては、前述の第1、第2を参考とするとともに、次の事項に留意する必要があります。

#### 1 危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認を必要としない臨時的な危険物の貯蔵・取扱い

#### 2 事前の対応

- |              |                 |
|--------------|-----------------|
| (1)許可内容への内包  | (3)緊急時対応用資機材の準備 |
| (2)予防規程への記載等 |                 |

#### 3 発災後の対応

- |            |                      |
|------------|----------------------|
| (1)緊急対応    | (3)異常時の対応            |
| (2)施設の応急点検 | (4)臨時的な危険物の貯蔵・取扱いの停止 |

### 第4 その他

- 1 指定数量未満の危険物の臨時的な貯蔵・取扱いについて
- 2 危険物の仮貯蔵・仮取扱いになる手数料の減免措置について

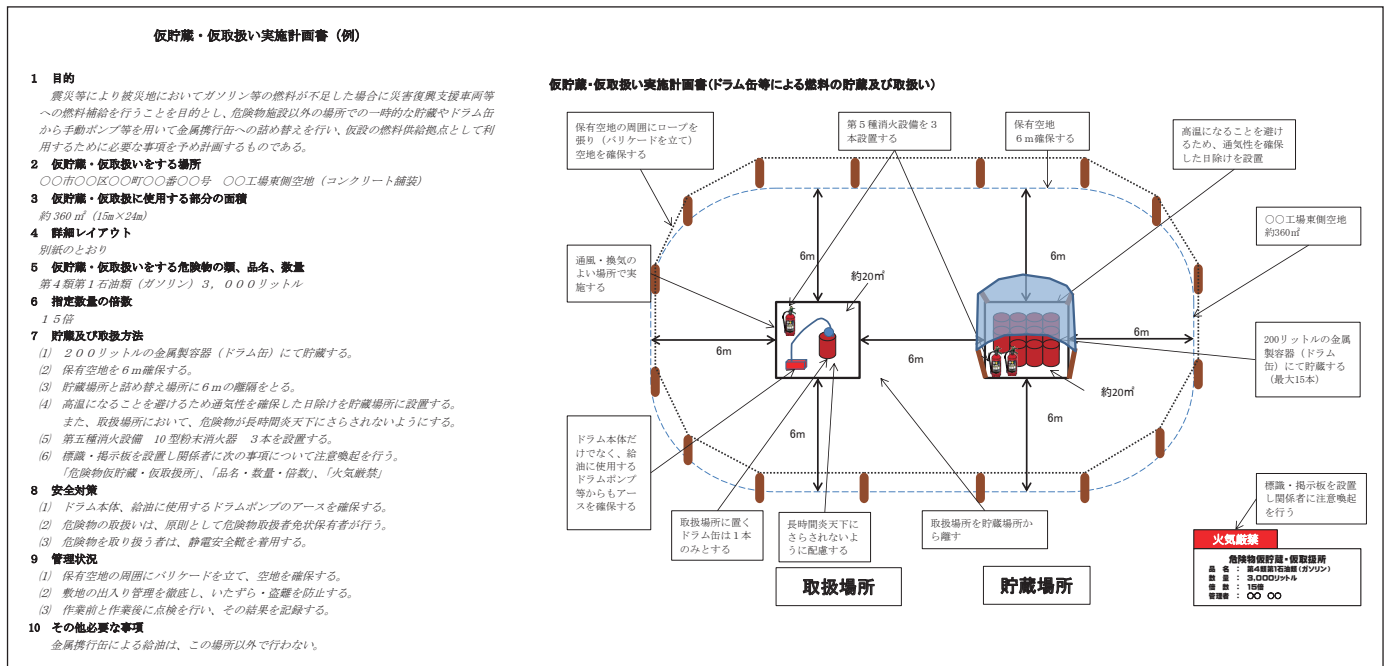


図1 仮貯蔵・仮取扱い実施計画書 (ドラム缶等による燃料の貯蔵及び取扱いの例)

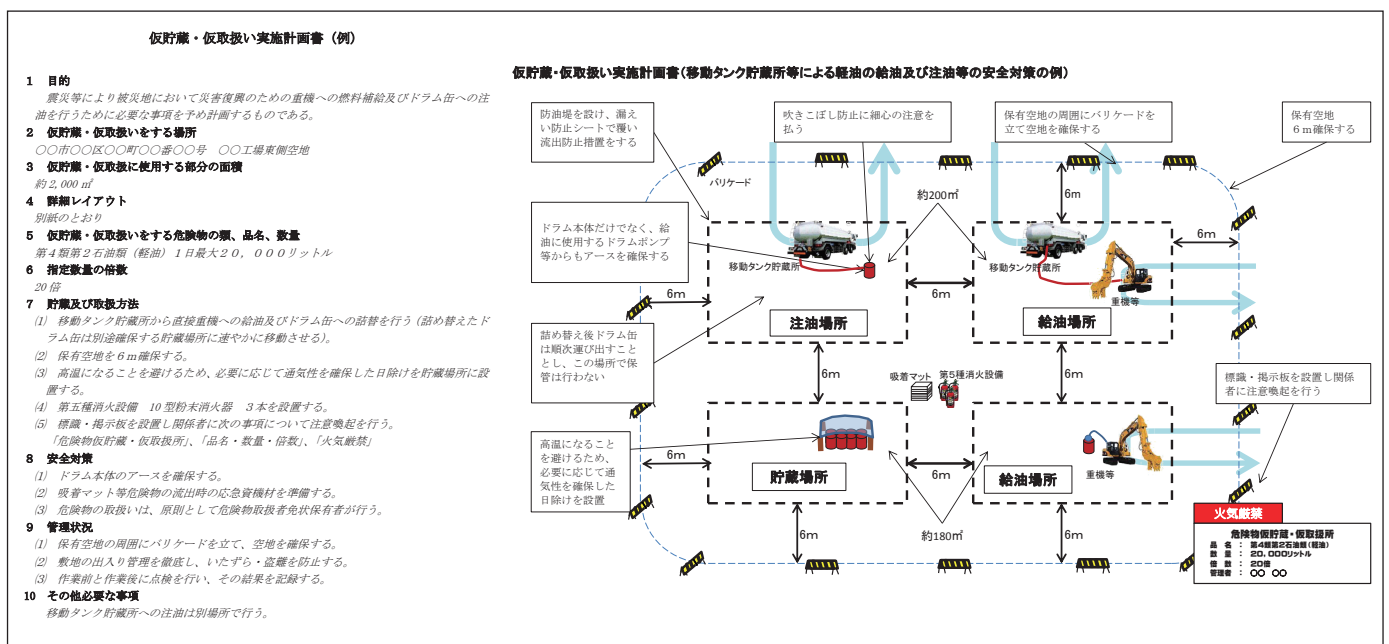


図2 仮貯蔵・仮取扱い実施計画書 (移動タンク貯蔵所等による軽油の給油及び注油等の安全対策の例)

### 3 おわりに

本ガイドラインの全文については、下記URLに掲載されています。

([http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2510/pdf/251003\\_sai364\\_ki171.pdf](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2510/pdf/251003_sai364_ki171.pdf))

消防機関においては、本ガイドラインを震災等の際の危険物の仮貯蔵・仮取扱いの運用にご活用いただくとともに、震災等の際の危険物の仮貯蔵・仮取扱いが想定される申請者に対し、実施計画の積極的な策定指導に取り

組んでいただきますようお願いいたします。

また、地方公共団体の防災部局においては、震災時等においては、避難所の非常用電源・暖房設備等への円滑な燃料供給等において危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請者となる場合もあることから、必要に応じ実施計画の策定に取り組んでいただきますようお願いいたします。

**問い合わせ先**

消防庁危険物保安室 中嶋、森  
TEL: 03-5253-7524